

SAITAMA リバーサポーターズ
個人サポーター支援実施要領

(目的)

第1条 県は、SAITAMA リバーサポーターズ個人サポーター（以下「個人サポーター」という。）に対し、予算の範囲内で支援等を行う。

2 前項の支援等に関しては、この要領に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人サポーター

埼玉県内の河川、農業用水、湖沼等（以下「河川等」という。）又は水辺空間を愛し、保全活動に携わること志す者のうち SAITAMA リバーサポーターズに参加する個人

(登録手続及び登録要件)

第3条 個人サポーターに登録をしようとするときは、SAITAMA リバーサポーターズ SNS 公式アカウントに友達登録又はフォローするものとする。

2 第1項の方法により個人サポーターに登録することができないときは、県の定める内容を県に報告することにより、個人サポーターに登録するものとする。

(個人支援等)

第4条 県が個人サポーターに対して行う支援は、次のとおりとする。

- (1) 企業及び地域で河川等に関する活動を行う団体に関する情報提供
- (2) ポータルサイト及び SNS 等での河川に関する情報の配信
- (3) 自治体、川の国応援団が実施するイベント等のうち、県が支援対象と認めるイベント参加時の保険付与
- (4) 川の国応援団への加入など、河川等に関する活動についての相談対応
- (5) その他活動支援

附 則

この要領は、令和3年5月28日から施行する。